

教えて!

## 子ども・子育て支援新制度

# 新制度に移行する幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者負担額(保育料)が決定

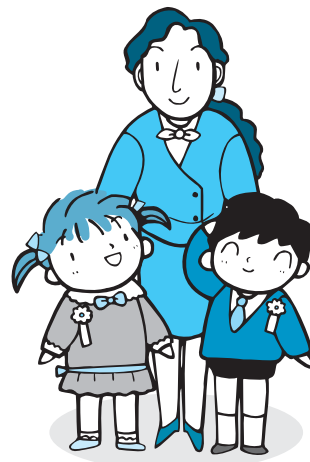
☎ 子育て支援課 ☎ 内線 317・318

4月からスタートする子ども・子育て支援新制度における平成27年度の利用者負担額(保育料)が決まりました。  
平成27年度からは町立幼稚園・保育所等の利用者負担額の納期限は月末になります。月末が休日の場合は次の開庁日が納期限となります。

### 新制度に移行する幼稚園・認定こども園の利用者負担額表【1号認定】

階層区分		利用者負担額【月額】(円)
第1階層	生活保護法による被保護者世帯	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000
	市町村民税非課税世帯(ひとり親家庭等)	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	8,500
	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下(ひとり親家庭等)	7,500
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	8,500
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	8,500

※表の金額は1人目の子どもの額  
※負担軽減 1号認定…幼稚園年少から小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。



### 新制度に移行する保育所・特定地域型保育事業の利用者負担額表【2・3号認定】

階層区分		利用者負担額【月額】(円)			
		2号認定		3号認定	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護者世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	4,600	4,600	6,800	6,800
	市町村民税非課税世帯(ひとり親家庭等)	0	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	11,400	11,200	13,800	13,500
	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満(ひとり親家庭等)	10,400	10,200	12,800	12,500
第4階層	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	18,800	18,400	21,100	20,700
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	23,800	23,300	31,900	31,300
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	24,000	23,500	44,500	43,700
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	24,200	23,700	61,500	60,400
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	26,800	26,300	73,100	71,800

※表の金額は1人目の子どもの額  
※負担軽減 2・3号認定…小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円となります。

☎ 子育て支援課

☎ 内線 305

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供及び待機児童の解消など、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

本町では、この新制度にあわせ、平成27年度から平成31年度までの5年間にわたる「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」子育てで選ばれる町！おおいそ」を策定しました。

計画策定にあたり、14人で構成される子ども・子育て会議の皆さんには9回にわたり協議していただきました。

この計画により、町が誇る豊かな自然環境の中で、子どもを産み、育てやすい環境をつくり出し、子どもが健やかに、いきいきと成長できる体制づくりを町民の皆さんと共に目指していきます。



子育てで選ばれる町！  
おおいそを目標して  
子ども笑顔  
かがやきプラン  
を策定